



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

# 5

2021

発行：社会保険労務士 高橋俊一事務所

〒960-0902 福島県伊達市月舘町月舘字町62番地

TEL 024-597-8206 FAX 024-597-8207

確定 施行待ち改正

## 令和3年度の税制改正 令和4年から退職所得課税の見直しも

令和3年3月下旬、令和3年度税制改正大綱の内容を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正により、退職所得課税の見直し（適正化）が図られることになり、令和4年分以降の所得税について適用されることになりました。そのポイントを確認しておきましょう。

### 退職所得課税の見直し（適正化）の概要

#### <概要>

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、雇用の流動性に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の適用から除外することとされます。

具体的には、次のように計算することになります。

#### 勤続年数5年以下の役員等以外の退職金に係る所得税額

- 「退職金の額－退職所得控除額」が300万円以下  
→ {〔退職金の額－退職所得控除額〕×2分の1} × 税率
- 「退職金の額－退職所得控除額」が300万円超え  
→ {150万円＋〔退職金の額－(300万円＋退職所得控除額)〕} × 税率

〔参考〕勤続年数5年以下の法人役員等の退職金に係る所得税額

→ {退職金の額－退職所得控除額} × 税率

注) 全額について、2分の1課税の適用なし（平成25年分の所得税から適用）



#### <施行時期>

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

この改正に伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととしています。

★ 勤続年数5年以下の退職金が対象で、ある程度高額なものについては2分の1課税を適用しないこととするものです。ひとまず、影響は限定的といえるでしょう。

しかし、優遇されていた退職所得課税の仕組みの見直しが一歩進んだともいえます。将来的には、2分の1課税がさらに縮小されるかもしれません。

様式の改正

## 令和3年の年度更新に向けて 高年齢労働者の雇用保険料の免除の廃止に伴う様式の改正

昨年度（令和2年4月1日）から高年齢労働者の雇用保険料の免除の規定が廃止されたことなどに伴い、「概算・増加概算・確定保険料申告書／継続事業（一括有期事業を含む）用」の様式が改正されました（令和3年3月29日基発0329第23号）。

主な変更点は、令和2年度の確定保険料算定内訳の欄の変更と押印欄の削除です。

令和3年6月1日から始まる労働保険料の年度更新で用いる書類となりますので確認しておきましょう。

（次ページへ続く）

.....「概算・増加概算・確定保険料申告書／継続事業（一括有期事業を含む）用（様式第6号）」の  
確定保険料算定内訳及び概算・増加概算保険料算定内訳の部分.....

確定保険料算定内訳		算定期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
⑦ 区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧ × ⑨)				
労働保険分	(イ)	(イ)	1000分の	(イ)	項12	円	
労災保険分	(ロ)	(ロ)	1000分の	(ロ)	項13	円	
雇用保険分	(ハ)	(ハ)	1000分の	(ハ)	項19	円	
一般拠出金	(ニ)	(ニ)		(ニ)	項26	円	

  

概算・増加概算保険料算定内訳		算定期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
⑪ 区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫ × ⑬)				
労働保険分	(イ)	(イ)	1000分の	(イ)	項21	円	
労災保険分	(ロ)	(ロ)	1000分の	(ロ)	項23	円	
雇用保険分	(ハ)	(ハ)	1000分の	(ハ)	項27	円	

確定保険料算定内訳においても、雇用保険分の「高年齢労働者分」などの区分を廃止



★ 年度更新の詳細は、今後、適時公表されることになるとは思います。まずは、様式が改正されることをお伝えしておきます。

改正済

## 令和3年4月から労災保険の「特別加入」の対象を拡大

労災保険法の施行規則の改正により、令和3年4月から、次のように、特別加入制度の対象を拡大することとされました。

.....令和3年4月1日から労災保険の「特別加入」の対象が広がりました.....

### 【前提】労災保険の特別加入制度

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認める制度です。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等（第1種特別加入）、一人親方等・特定作業従事者（第2種特別加入）、海外派遣者（第3種特別加入）に大別されます。

#### <今回追加されたもの>

- 一人親方等の特別加入の対象に追加
  - ・ 柔道整復師
  - ・ 創業支援等措置に基づき事業を行う高年齢者
- 特定作業従事者の特別加入の対象に追加
  - ・ 芸能関係作業従事者
  - ・ アニメーション制作作業従事者

#### <保険料は？>

これらの方は、いずれも第2種特別加入をすることになり、これらの方の第2種特別加入保険料率は、労働保険徴収法の施行規則において、いずれも「1,000分の3」とされました。

★ 対象となる方におかれましては、気軽にお声掛けください。詳細を説明させていただきます。

お仕事  
カレンダー  
5月



5/10 ● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/17 ● 障害者雇用納付金の申告と納付期限  
● 障害者雇用調整金の申請期限

5/31 ● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）  
● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）  
● 自動車税・軽自動車税の納付（都道府県の指定日まで）

◆あとかぎ◆